第３章　取り組みの概要

１　基本目標１　小地域福祉活動による支えあいのまちをつくる

前期計画における主要課題

小地域福祉活動を拡大・充実する
地域を支える人材を育成する
地域福祉を支える社協の体制を充実する
課題別支援体制を構築する

成果

小地域福祉活動やふれあいサロンは、順調に実施地区を増やすことができ、平成２９年２月末現在、小地域福祉委員会３０地区、ふれあいサロン２５地区、拠点型ふれあいサロン４地区と地域における住民の主体的な福祉活動が拡大しました。

見守り・声かけや戸別訪問、交流行事、情報交換や情報提供など、住民の困りごとや不安等を身近な地域で主体的に解決する活動を展開し、地域のつながりを再構築し、身近な地域におけるニーズの発見・支援の展開に成果をあげつつあります。また、活動者が新たな活動者を育てることも行われ始め、活動を担う人材が育成されつつあります。

後期計画に向けた課題

小地域福祉活動やふれあいサロンは、民生委員・児童委員や町会・自治会の協力が必要不可欠ですが、地縁組織である町会・自治会の役員が高齢化しており、活動を始められない地域もあります。また、地域から孤立している住民や複合的な課題を抱えている世帯など、従来の小地域福祉活動では対応が困難な個別的ケースが増えています。そうしたことから、活動者が高齢化した町会・自治会への支援や活動者の世代交代、また、困難な個別ケースを解決するための仕組みづくりが課題となっています。

今後の重点・方向性

小地域福祉活動の拡大や充実を図るため、社協内で連携してふれあいサロンや町会・自治会などの集まりに出向き、事業を説明して活動者を募るなど、事業に対する理解を深めてもらうとともに、新たな地域活動者の発掘や若い世代の参加の促進といった地域を支える人材の育成を進める必要があります。また、マンションの居住者からは町会に参加しにくい、入りにくいとの意見が依然として多くあり、今後はマンション単位でのコミュニティ活動に加え、既存の町会・自治会とも連携・協力できるよう支援します。

孤立している住民や複合的な課題を抱えている住民の課題に対しては、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）の配置や、民生委員・児童委員協議会に地区ごとの地域福祉プラットフォームの設置、地域に対して活動の継続が図られる仕組みづくりとして、課題別の支援体制の構築等、地域福祉を支える社協の体制の充実が求められています。

【住民の声】
- 小地域福祉活動を始めて、住民同士の意識が高まった。
- 集合住宅に住んでいる人の見守りや声かけが難しい。
- 地域に知り合いのいない人が増えている。
- よい活動なので次の世代につなげていきたいが、なかなか活動者が増えていかない。

【地域福祉プラットフォーム(京島三丁目)】



【拠点型ふれあいサロン（三吾小)】



【小地域福祉活動（みまもり活動)】



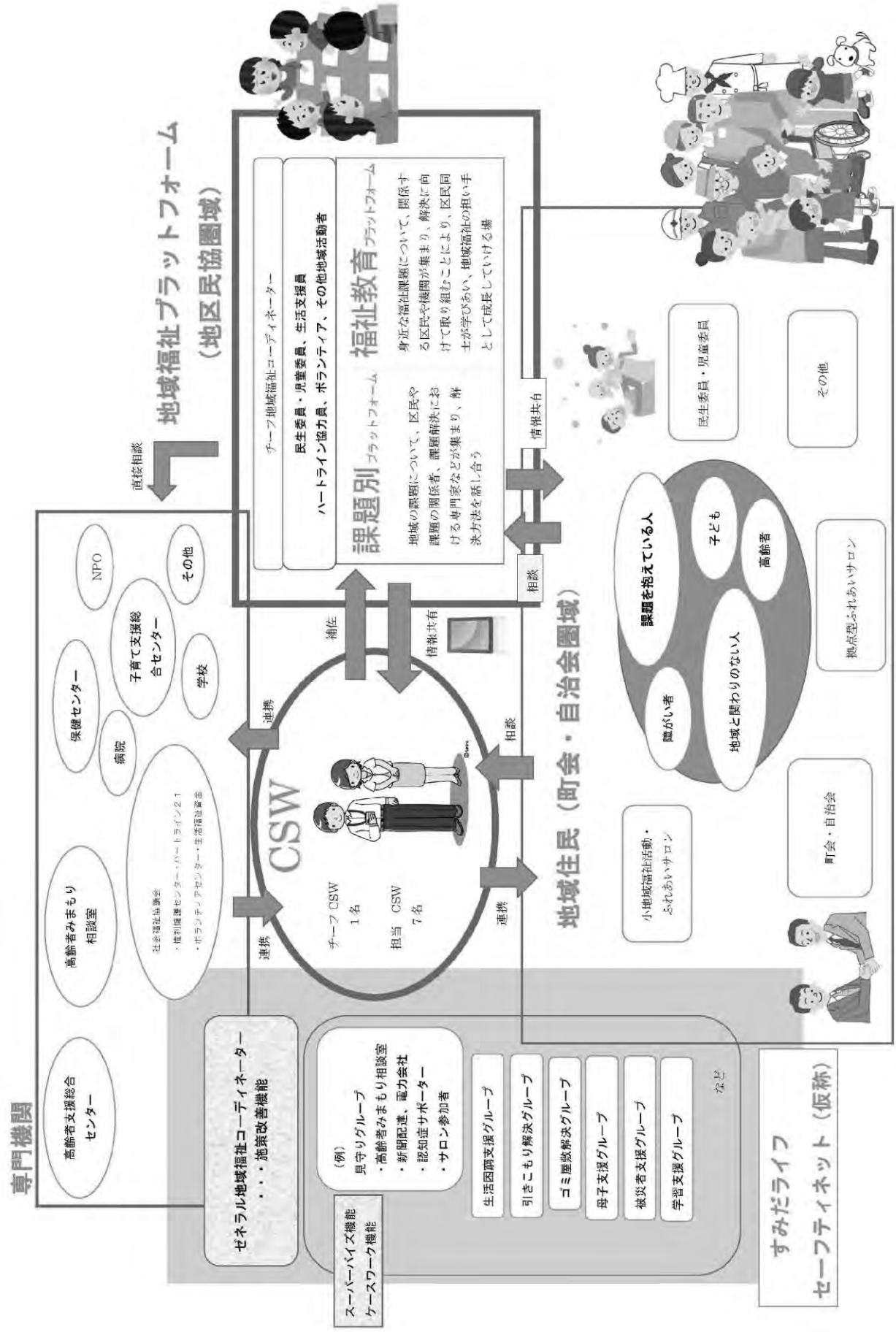
具体的事業

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地域福祉プラットフォーム事業の推進</td><td>【新規】</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="3">・地域の中の福祉課題に対し、住民と専門機関が連携・協働する場として常設の「地域福祉プラットフォーム」を設置します。地域福祉プラットフォームでは地域住民と福祉関係者が集う交流拠点機能と、社協のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員といった地域の福祉活動者による相談機能の場としての役割を設けています。
・地域住民同士で相談にのれるような場とするため、民生委員・児童委員、小地域福祉委員会、ふれあいサロン活動者を中心に勉強会を開催します。
・地域住民主体の場とするため、拠点場所の運営方法や地域の課題を話し合う会議を定期的に開催します。
・他機関が拠点の場所を活用できるようにし、個別の相談に対して連携して対応できるような体制をつくります。
・個別の相談に対し、CSW を中心に社協の各部署が連携して課題解決が出来るような体制をつくります。</td></tr>
<tr><td>現状</td><td colspan="3">北部地域福祉プラットフォーム（京島三丁目）を平成２８年４月から実施しています。
南部地域福祉プラットフォーム（太平一丁目）を平成２９年２月から実施しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５年後の到達目標</td><td>質的目標</td><td colspan="2">量的目標</td></tr>
<tr><td>・職員や地域の民生委員・児童委員、活動者による相談体制が整います。
・課題に応じて住民と専門機関による専門チームを作り、住民主体で解決できる仕組みができます。
・地域活動者同士の交流が盛んに行われています。</td><td colspan="2">・全民生委員・児童委員協議会地区（７地区）に地域福祉プラットフォームを設置します。</td></tr>
</table>

用語解説コラム　「コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）」

地域において、支援を必要とする人々の生活環境や人間関係などを重視した支援を行うために、課題を整理し、必要な専門機関同士の関係を調整すると同時に、新たな地域サービスを住民とともに開発したりする専門の相談員。

【CSW・プラットフォーム体系図】



小地域福祉活動と ふれあいサロン活動状況

1～30　小地域福祉活動３０地区
1～25　ふれあいサロン２５地区
1～4　拠点型小地域福祉活動４地区
1 2　地域福祉プラットフォーム

平成２９年２月現在



小地域福祉活動

1 押上一丁目町会福祉厚生部
2 曳舟中町会ふれあい福祉委員会
3 東向島町会ふれあい福祉委員会
4 堤通二丁目３・４ふれあい福祉委員会
5 江東橋四丁目ふれあい福祉委員会
6 千三ふれあいハート
7 立三ふれあいハート委員会
8 両三助けあい委員会
9 菊二悠々くらぶふれあい委員会
10 立花四丁目支えあいの茶丸会委員会
11 五東サロン福祉委員会
12 ひまわりふれあい福祉委員会
13 立一ふれあい委員会
14 リトルプラムふれあい福祉委員会
15 太壱みまもりネットワーク福祉委員会
16 八広あずま安心を絆でつなぐ会
17 千一ふれあい福祉委員会
18 京一旭みまもり
19 あさひ会
20 ふれあい梅若橋福祉委員会
21 須崎福祉委員会
22 福祉委員会「両一サロン」
23 本三みまもりネットワーク委員会
24 江一ゆうわ福祉委員会
25 寺島ふれあい会
26 横川五丁目東部見まもりグループ
27 あづさん福祉委員会
28 業１みまもりサポート委員会
29 押上文花町会チームみまもり
30 菊一アイアイサロン福祉委員会

ふれあいサロン

1 花サロン
2 さくらんぼ
3 たちばなサロン
4 吾嬬の杜サロン
5 太平二丁目ふれあいサロン
6 カレーの会
7 キラキラ橘サロン
8 ふれあい談話室「絆」
9 ブリリアふれあいプラチナサロン
10 文花団地ふれあいサロン
11 サンタウン立花虹の会
12 両四サロン
13 両二サロン
14 はつらつ会
15 ふれあいサロン１・２・３
16 アルカハビタサロン
17 さくら会
18 亀一うきうきサロン
19 なつかしい歌声サロン
20 菊三ふれあいサロン
21 緑四ふれあいサロン
22 菊１アイアイサロン
23 ふれあい処　石２サロン
24 駒二ふれあいサロン
25 業平橋住宅　きまぐれカフェ

拠点型ふれあいサロン

① 第三吾嬬小学校ふれあいサロン
② 茶ちゃサロン
③ 中川児童館ふれあいサロン
④ 墨田児童会館ふれあいサロン

地域福祉プラットフォーム

① キラキラ茶家（京島三丁目）
② ガランドール（太平一丁目）

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">町会・自治会への活動支援および新たなコミュニティ活動の開発支援</td><td>【新規】</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="3">・町会・自治会といった既存の地域活動は日常的な見守りや声かけのほか、災害時の共助の拠点となる大切な活動ですが、役員の高齢化や加入者の減少により活動に支障が出ている地域があります。また、集合住宅等の増加により、町会・自治会といったこれまでの地域活動とは異なる新たなコミュニティ活動が必要となっています。若い世代に町会・自治会活動に参加してもらえるような新たな取り組みや、集合住宅と既存の町会・自治会が連携・協力できる関係の構築を図ります。
・新規に建設された集合住宅内でコミュニティ活動が始まるように、地域での勉強会などを開催します。
・これまでの地域活動と新たなコミュニティ活動が連携・協力できるように、活動者とこれからの活動を予定している人を対象にセミナーなどを開催します。
・役員の高齢化や加入者の減少が見られる町会・自治会に対し、課題解決の方法を町会・自治会、区関係部署と共に考えます。</td></tr>
<tr><td>現状</td><td colspan="3">・町会・自治会に対し地域福祉活動助成金を交付しています。
・年に１回以上全町会・自治会を訪問し、地域活動の状況を把握しています
・災害やコミュニティ活動など、集合住宅や町会・自治会活動者への講座を実施しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５年後の
到達目標</td><td colspan="2">質的目標</td><td>量的目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">・町会・自治会が活性化し、地域活動に取り組んでいます。
・集合住宅内でコミュニティ活動が行われ、地域の町会と連携して活動しています。</td><td></td></tr>
</table>

【町会役員の参加の多い地域福祉活動セミナー】



<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">小地域福祉活動の拡大</td><td>【重点】</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="3">・お互いが顔見知りの地域で、住民同士が自主的に支えあい活動を行う小地域福祉活動の拡大に取り組みます。
・地域のだれでも参加できる気軽な交流の場であり、情報交換の場であるふれあいサロン活動の拡大に取り組みます。
・見守り・声かけ活動、気になる家庭への戸別訪問、簡単な家事支援、交流行事、ふれあいサロンなど、それぞれの地域に合った活動内容や方法を住民の皆さんとともに考え実施します。
・それぞれの地域で活動を充実させるためにセミナーを開催したり、支えあいマップづくりの支援を行います。
・活動グループ同士の情報交換会を開き、他地区の活動メニューを参考にできるようにします。</td></tr>
<tr><td>現状</td><td colspan="3">・小地域福祉活動実施地区は３０地区あります。
・ふれあいサロン活動実施地区は２５地区あります。
・拠点型ふれあいサロンは４地区あります。
・小地域福祉活動・ふれあいサロン連絡会や拠点型ふれあいサロン連絡会を実施し活動者同士の情報交換を行っています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５年後の
到達目標</td><td colspan="2">質的目標</td><td>量的目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">・自分たちの地域の課題に合わせて、自主的な活動が広がっています。
・ふれあいサロン活動が小地域福祉活動に発展的に移行します。
・プラットフォームでの活動から小地域福祉活動や地域内のふれあいサロン活動を始める人が増えています。
・若い世代の活動者が増え、継続して活動が行われています。</td><td>・小地域福祉活動実施地区を年間３か所増やします。
・ふれあいサロン実施地区を年間５か所増やします。
・地域福祉セミナー等を毎年実施し、新たな活動者を発掘します。</td></tr>
</table>

２　基本目標２　ボランティアの心が育むまちをつくる

前期計画における主要課題

ボランティア活動を充実させる体制を整備する
分野別ボランティア活動を支援する

成果

地域福祉のさらなる充実のためには、住民が主体的に地域福祉活動をするための支援を展開していく必要があります。これまで社協は、住民参加型在宅福祉サービスをはじめとする助けあい活動の推進、すみだボランティアセンターにおける様々なボランティア活動支援により、ボランティア活動の環境整備や参加へのきっかけづくりを行い、住民の活動参加を支援してきました。

すみだボランティアセンター開設 30 周年記念式典やすみだ地域福祉・ボランティアフォーラム、すみだボランティアまつりなどを開催し、ボランティアの活動紹介を行ったほか、幅広い世代に向けた活動メニューを充実させることにより、ボランティア活動の拡大充実に努めました。

また、住民参加型在宅福祉サービスを充実してきたほか、シニアボランティア講座を開催して新たな活動者の開拓を行い、ボランティア登録者数の増加を図るなど、地域活動者等の人材発掘につなげました。

課題

ボランティア団体の増加に伴い、直接的な資金援助には限界もあることから、ボランティアグループへの支援のあり方を検討するとともに、各グループが自主財源を確保し、活動に取り組んでいける環境づくりが必要となります。

また、ボランティア活動者の高齢化が進み、次世代の育成も課題の一つとなっています。

さらに、すみだハート・ライン２１事業やミニサポート事業、すみだファミリー・サポート・センター事業なども、依頼数が増加していますが、活動できる会員数が少ない状況から、より多くの地域活動者を発掘・育成するために、効果的な広報活動の展開と、若い世代の方々の参加が望まれます。加えて、研修を通じて活動者のレベルアップを図ること、活動者が定期的に情報交換できる場所を設けることなど、活動者への支援も課題となります。また、企業の社会貢献では、企業からの相談はあるものの、一日限りの活動や大人数での活動を望む場合が多く、コーディネートが困難なケースも少なくありません。

今後の重点・方向性

ボランティア活動を充実させるためには、団体の運営資金面だけでなく、様々なボランティア活動に対する相談体制を強化する必要があります。また、職員のコーディネート力を向上させ、中間支援組織として機動力を発揮することが重要です。

分野別ボランティア活動では、質の高い研修の機会や、定期的に集まれる場を提供するなど、活動者がモチベーションを維持して長期的に活動できるよう支援策を検討します。また、墨田区総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）として区や介護保険事業所等と連携します。また、企業の社会的貢献活動を支援し、協働した活動を進めます。

【住民の声】
- 高齢になると活動に支障がでてくる。
- 障害や介護予防についての知識を学びたい。
- 定期的に活動者が集まって気軽に情報交換ができるような場を設けてほしい。
- 潜在的なボランティア活動希望者は多い。

【シニアボランティア講座（花壇づくり）】



【ボランティアまつりのおはなし会】



【地域福祉・ボランティアフォーラム】



【ハート・ライン２１活動】



具体的事業

事業名	ボランティア活動の支援の充実	【継続】
事業概要	・区民のボランティア活動の拠点として、より一層活用できるよう、相談の充実や活動者への個別支援、活動先に対する連携・支援、ボランティアグループのネットワーク化など、ボランティアセンター機能の充実を図ります。 ・ボランティアセンター分館において、南部地区での区民のボランティア活動を支援します。 ・各ボランティア団体・サークルの活動を活性化するため、運営費助成等の支援の充実を図ります。また、助成制度だけではなく、ボランティアまつりでのバザー等による自主財源の確保など、団体の資金調達の方法が広がるよう支援します。 ・活動者の高齢化が進むボランティア団体・サークルの活動支援を行います。 ・ボランティア活動の啓発と活性化を図るため、ボランティア活動・地域福祉活動に関するイベント等を行います。 ・ボランティア活動に必要な知識や技術を身につけるため、各種のボランティア講習・講座を開催します。 ・東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボランティア活動等の啓発に努めます。 ・すみだボランティアまつりを年１回開催します。	
現状	・ボランティアセンター登録者　個人 490 名、団体 52 団体(1331 名)計 1821 名 ・養成研修事業　手話講習会６クラス、点訳講習会２クラス、音訳講習会１クラス、要約筆記講習会１クラス、ボランティア入門講座２回、シニアボランティア講座１回、災害ボランティア講座２回 ・23 団体に対し総額￥629,780 を助成しました。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・ボランティア団体が増加するとともに、活発な活動が行われています。 ・センターとして活動者のデータベース化をすすめ、円滑にコーディネートを行っています。 ・個人の活動者を団体やサークルに繋げるためのツールを作り、ボランティア団体・サークル活動の支援を行っています。	

事業名	ボランティア活動における個別ニーズへの対応	【継続】
事業概要	・ボランティア活動において個人に対する支援を求められるニーズが増えています。そのような個別ニーズに対応するボランティアの養成方法や支援の方法、ボランティアをサポートする体制づくりや活動者と支援を受ける人の保険対応等について調査研究を行います。	
現状	・ハンディキャブ貸出事業５１０件	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・個別ニーズへの対応が図られています。	

事業名	企業向け社会貢献プログラム作成・協働事業の推進	【継続】
事業概要	・東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて高まりつつある企業のボランティア活動への参加意欲に対し、企業が持つ専門性や人材、資金力と、社協が持つ地域ネットワーク等の特性を活かし、協働活動を進めます。 ・CSR（企業の社会的責任）活動において、企業と連携・協働するプログラムを作成します。	
現状	・企業からの社会貢献の相談に随時応じています。 ・すみだボランティアまつりなど社協の事業に協賛いただいています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・企業との協働活動に積極的に取り組んでいます。	

事業名	住民参加型在宅福祉サービスの充実	【重点】
事業概要	・住民同士の助けあい活動を展開するにあたり、活動者の増員を始めとして、活動に役立つ知識や技術を習得する機会を充実し、長期活動者を養成します。 ・サービスの活動者同士が相互に情報交換し、より良いサービスの授受に向けて定期的に会合出来る場を設けます。 ・平成２８年４月から墨田区総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に位置づけられたことにより、区や介護保険事業所等と連携し、安定した在宅生活が送れるよう支援していきます。 ・チラシ配布だけでなく、地域の集まり等に参加し、その場で事業説明を行うなど直接職員が地域に出向いて活動者の発掘を行います。	
現状	・すみだハート・ライン 21 協力会員 158 名 ・ミニサポート協力員 160 名 ・すみだファミリー・サポート・センター サポート会員 162 名	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・新たな活動者の確保に努めるとともに、登録中の活動者が長期的に活動をしてもらえるよう、質の高い研修や気持ちの面でのフォローを行っています。	

３　基本目標３　地域福祉のネットワークをつくる

前期計画における主要課題

地域福祉の充実に向けたネットワークを構築する

成果

地域福祉をさらに推進していくためには人と人、団体と団体、地域福祉に関わるすべての人と組織の間に情報、活動、運営等の面でネットワークを構築することが必要です。社協は地域福祉を推進する中心的役割を担うことが期待されていることから、地域福祉推進のためのネットワーク構築に向けた取り組みを展開してきました。

ボランティアセンターの利用者懇談会や小地域福祉活動連絡会が活動者同士やグループ、地域が情報共有し、連携する機会となったほか、災害ボランティア講座など専門的ボランティアと地域活動者が連携できる機会を作りました。

また、高齢者の地域課題に対し、地域包括ケアの取り組みにおいて高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室などの専門機関と社協、小地域福祉活動者が連携して課題を解決するといったネットワークが構築されつつあります。

後期計画に向けた課題

ボランティアや地域活動者が高齢化するなかで、そのネットワークも固定化されつつあります。その一方で、おもちゃサロンボランティアや地域福祉権利擁護事業の生活支援員では若い世代の活動者が増加しており、またそういった人が施設ボランティアや地域活動をする中で新たなネットワークができつつあります。新たな地域活動者の発掘、活動者支援をはじめとする事業を、部署に捉われることなく横断的に展開することが必要となっています。

高齢化がますます進む中でこれまで以上に、専門機関と地域、社協で連携する必要があります。また障害者や子どもの課題に対し、専門機関と地域が連携する仕組みがなく、地域に必要な情報が入ってこないという課題が出ています。特に子どもの課題については、子育てで悩みがあっても相談できない、日常の支援を得られないといった不安をもつ家庭が増えています。コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）を中心に地域と専門機関が連携して支えていく仕組みづくりが急務です。

そのほか、「子ども食堂」や「フードバンク」などＮＰＯ法人やグループによる新たな地域活動も徐々に広がっています。そういった新たな活動とこれまでのボランティア活動や地域活動の連携を図っていくことが必要となっています。

今後の重点・方向性

ネットワークを構築するにあたっては、これまでと同様に人と人、地域と地域などの連携を深めるとともに、各団体の要望に対しコーディネートを行い、地域福祉のネットワークをより一層拡充していく必要があります。そのためにも、活動者や団体、地域が連携できる機会や人材発掘など、これまでそれぞれの部署で行ってきた事業を社協として横断的に実施していきます。

子どもの支援については、前期の事業である「子どもの活躍できる場作り」や「おもちゃサロンの充実」を強化し、専門機関や地域での見守りといったネットワークの構築を目指します。

地域での個別課題やプラットフォームでの新たな取り組みを通じ、ＮＰＯ法人や新たな活動者と既存の地域活動グループやボランティアグループの連携を図り、地域福祉の充実に向けたネットワークを構築します。

【住民の声】

- 地域の子どもとの関わりが少ない。行政から相談されるのは事態が重くなってから。早いうちから関われていればと思う。
- 活動（判断）が正しいのか常に不安。同じような活動をしている人同士で話し合える機会が欲しい
- なにか活動を始めるときに、すでに活動しているひとから実践の話を聞きたい。

用語解説コラム　「おもちゃサロン」

「おもちゃ図書館」の名称で全国で活動が行われています。墨田区では障害児を中心とした地域の子どもたちに、おもちゃを通じて遊ぶことの楽しさを伝えるとともに、地域の子どもの交流の場、子育て中の親の情報交換の場となっています。

具体的事業

事業名	子どもへの支援の強化	【新規】
事業概要	・おもちゃサロンや福祉教育、ファミリー・サポート・センター事業など社協の既存の事業をさらに拡大していくほか、関係機関や新たな支援団体と連携・協力しながら、地域で子どもを見守るという共助の関係を再構築するための活動を行います。 ・コミュニティ食堂や学習支援といった専門性の高い活動を支援します。	
現状	・おもちゃサロンを区内２ヶ所で実施しています。 ・拠点型ふれあいサロンなどで子どもと地域住民が交流しています。 ・すみだファミリー・サポートセンター事業や、すみだハート・ライン２１事業で住民による家事援助や子育て支援を推進しています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・地域福祉プラットフォームでの子どもの居場所作りが進んでいます。 ・学習支援や子ども食堂などの活動団体に多様な支援をしています ・おもちゃサロンをきっかけに子どもがボランティア活動に、親世代は地域活動に取り組みます。	・おもちゃサロンのボランティアを増やし、現在週１回の開催日を随時増やします。

事業名	地域活動者等の人材発掘とネットワークの形成	【重点】
事業概要	・小地域福祉活動者、ボランティア、住民参加型在宅福祉サービス協力員、地域福祉権利擁護事業の生活支援員など、様々な形で活動する人材を社協で横断的に発掘し、活動を支援します。 ・さまざまな分野の活動者同士が交流する機会を作ります。 ・経験を積んだ活動者が、地域福祉活動のリーダーとなるよう養成します。	
現状	・ボランティアセンターと在宅福祉サービス部門が合同で説明会を実施しています。 ・小地域福祉活動連絡会やボランティアセンター利用者懇談会等で活動者同士の連携を図っています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・社協内の活動をよりわかりやすく紹介できる仕組みや活動者の情報を共有できる仕組みを作ります ・活動者の確保のために部署の垣根を越えて連携していきます。 ・新たなニーズの掘り起こしとニーズに応じたプログラム内容を検討し、社会のニーズに合わせた各種講習講座を開催します。	

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">住民や関係機関と連携した課題解決の仕組みづくり</td><td>【継続】</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="3">・孤立しがちな高齢者や複合した課題を抱えた世帯、子どもの貧困の問題など地域には生活上の困難を抱えた方がいるため、さまざまな課題に対応できるよう、高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室などの関係機関と連携し、地域とともに解決にむけた支援体制の構築を図ります。
・また、社協のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）が必要な関係機関や専門家を集め、プロジェクトチームを設置するほか、課題解決後も住民とともに継続的に支援します。</td></tr>
<tr><td>現状</td><td colspan="3">・高齢者地域包括ケア会議等に社協職員が住民とともに参加しています。
・生活支援コーディネーターとして専門機関と連携しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５年後の
到達目標</td><td colspan="2">質的目標</td><td>量的目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">・地域包括ケア会議や生活支援コーディネータ会議等を通じて各専門機関との連携が強化しています。
・課題に応じて必要な関係機関を集めたプロジェクトチームを設置することにより、地域のさまざまな課題を住民とともに解決しています。</td><td></td></tr>
</table>

【おもちゃサロン（すみだ）】



【子ども・高齢者支援の街かど食堂】



４　基本目標４　学び・知らせあう地域福祉を進める

前期計画における主要課題

福祉教育を充実する
地域福祉情報を発信する
人材育成のための講座を充実する

成果

住民が地域福祉活動に積極的に参加するためには、必要な情報を伝えることとあわせて、住民の地域福祉に対する理解や関心を高め、身近な課題の解決のために取り組む意欲を育てていくことが重要です。

福祉教育などの場を通じて、地域福祉に関する施策や地域活動についての理解を深める取り組みが重要です。

また、住民が身近な地域の課題に気づき、課題の解決に向けて取り組むことなどを通じて、住民同士が学び・知らせあう機会や場づくりを進め、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に行動する力を育成してきました。

後期計画に向けた課題

学校からの要請によって実施しているボランティアスクールも、指導者の高齢化に伴い、後継者の育成が課題となっています。また、ボランティア育成のための各種講習会も受講者が減少し、すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムの参加者も固定化されつつあることから、その内容の検討も求められます。現在のボランティア活動を支援するとともに、新たにボランティア活動に参加してもらえるように活動する人を増やしていく取り組みも重要となります。

さらに、社協だよりやボランティアだよりの工夫、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの活用によって地域福祉情報の発信に努めてきましたが、ボランティアセンターが知られていない、ホームページは興味がある人しか見ないといった意見もあり、必要な人に必要な情報が届いていないということも問題となっています。

今後の重点・方向性

地域や学校で福祉教育を充実していくためには、ボランティアスクールの指導者のさらなる育成や、学校の先生方に対するボランティアへの理解促進が欠かせません。ボランティア活動者の入り口となる夏！体験ボランティアでは出張説明会を増やし、参加者の増加

に努めます。また、災害や東京オリンピック・パラリンピックなど住民の関心のある内容や地域福祉に関する関心を高めていくために、人材育成のほか、新たなニーズや社会情勢に対応した講座の実施・開催をはじめ、取り組みやすいメニューを作成することも求められます。

そして、地域福祉の情報をより広く発信するために、従来の広報媒体の充実のほか、SNSの活用とその周知、マスコミへのプレスリリースなど、社協内でも連携・調整を図りながら進めていく必要があります。

【住民の声】
- 次世代育成が非常に重要。
- 情報を受け取る側がイメージを持ちやすい情報発信が必要。

【ガイドヘルプ体験講座】



【福祉体験講座】



具体的事業

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">福祉教育の推進</td><td>【継続】</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="3">・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、小・中学生の時からボランティアの心を育むことができる環境作りを目指し、福祉教育を推進します。
・児童生徒がボランティアスクール等を通し、ボランティア活動に触れる機会を増やせるようにボランティアスクールの開催方法の検討を行います。
・学校や教育委員会との連携を強化するとともに、夏！体験ボランティアの出張説明会を増やし、参加者増に努めます。
・区とすみだ地域福祉・ボランティアフォーラムを年１回共催し、地域福祉への理解や参加を促します。
・小学校や児童館などと協力した拠点型ふれあいサロンを実施し世代間交流の場を増やします。</td></tr>
<tr><td>現状</td><td colspan="3">・ボランティアスクールを小学校７校で 12 回、中学校４校で 11 回実施しました。
・夏！体験ボランティア出張説明会を３校で実施しました。
・拠点型ふれあいサロンを区内小学校や児童館で実施し、高齢者と子どもの交流の機会を持っています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５年後の到達目標</td><td>質的目標</td><td colspan="2">量的目標</td></tr>
<tr><td>・学校や教育委員会と連携し、地域の活動を通して社会に参加することを学ぶ機会を提供しています。
・地域内で高齢者と子どもが挨拶し、見守りあう関係ができています。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

【夏！体験ボランティア説明会】



５　基本目標５　安心して暮らすための支援を進める

前期計画における主要課題

福祉サービス利用支援体制を充実する
当事者への支援を充実する
福祉資金貸付事業を充実する

成果

平成 15 年にすみだ福祉サービス権利擁護センターが設立されて以降、地域福祉権利擁護事業や市民後見人による後見活動などが展開され、それぞれの年間相談件数が 300 件を超えています。市民後見人の受任件数と地域福祉権利擁護事業の契約件数も増加し、安心して福祉サービスを利用するための支援や、一人ひとりの権利を守る支援を行ってきました。さらに、判断能力の低下した高齢者や障害者が、墨田区で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めてきました。

市民後見人養成研修の修了者は、近年では毎年 10 名以上の実績があり、区民による社会貢献型後見人を養成することで、成年後見制度の普及や後見人候補者不足の解消を図っています。

また、生活福祉資金に関する相談は年間約 1,500 件、応急小口資金に関する相談は年間約 500 件受けています。貸付はそれぞれ年間約 150～200 件で、低所得者や高齢者、障害者、離職者世帯に対して墨田区や民生委員と連携を図りながら、自立のための支援を行ってきました。

用語解説コラム	「成年後見制度」
認知症の方など、判断能力が不十分な方のために、代わりの者（成年後見人等）が預貯金等の財産管理、悪質商法被害の防止、施設入所の手続きなどの援助をする仕組み。	

後期計画に向けた課題

今後も認知症やひとり暮らしの高齢者が増加すると見込まれ、福祉サービスの利用支援や財産管理等に対するニーズはますます高くなると予想され、これらに適切に対応することが課題となっています。

具体的課題としては、市民後見人の受任件数の増加に伴い、市民後見人への支援や監督業務が拡大していくことから、件数増加に対応できる体制の整備が必要となります。

また、近年、低所得者世帯への子どもの学習支援が求められる中、生活福祉資金の相談においても学費の工面に関するケースも多く見られ、低所得世帯をどのように支援していくかが課題となります。

今後の重点・方向性

市民後見人を支える法人後見監督事業だけでは、困難事例への対応に困難をきたす場合があります。このため、直接社協が後見業務を行う法人後見事業について、具体的検討を開始する必要があり、福祉サービスの利用支援体制のより一層の充実を目指します。

また、高齢者の入退院時の援助や、安らかな人生の幕引きのお手伝い等、安心した老後の生活支援について検討していきます。

なお、平成 28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が成立し、制度面での環境が整いつつあります。国や墨田区の今後の施策等に注視しつつ検討を進めていきます。

生活福祉資金の貸付については、借受者の生活状況の把握等を行い、他の福祉サービスの提供、民生委員・児童委員や区などの関係機関との連携を図り、対象世帯の自立と生活の安定に努めます。

【住民の声】
- 個人ではなく法人で後見を行ってもらえると、とても安心。
- 元気なうちから支援の手を差し伸べるべき。

【市民後見人による支援】



用語解説コラム　「成年後見制度利用促進法」

財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが、これからの高齢社会における喫緊の課題です。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年に施行され、基本理念や方針が定められています。

本法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が定められます。今後は、この計画に沿って、成年後見制度の利用促進に関する施策が総合的かつ計画的に推進されていきます。

具体的事業

事業名	法人後見事業の実施	【新規】
事業概要	・社協が法人として後見人等となる法人後見事業の開始に向けて、より具体的な検討を始め、早期の事業実施を目指します。	
現状		
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・事業の本格実施前に、1～2 件を試行的に受任し、本格実施に向けた検証を行います。 ・本格実施当初は職員が支援を行います。 ・数年後には、法人後見支援員が支援を行う体制を構築します。	【試行期間】 ・地域福祉権利擁護事業からの移行事例を 1～2 件受任します。 【本格実施後】 ・年間 3～5 件を受任します。

事業名	あんしん事業（仮称）の実施	【新規】
事業概要	・主に、1 人暮らしで親族の援助が難しい方に対し、元気なうちからお亡くなりになった後までを、一括して支援する事業の開始について検討を行います。 ◆お元気なときの定期的な見守り、入退院時の援助など ◆判断能力の衰えたときの福祉サービス利用援助、資産管理など ◆お亡くなりになった後の葬儀、埋葬、遺品整理など	
現状		
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
		・当面は 1～2 件のみを試行的に受任し、本格実施に向けた検証を行います。

事業名	市民後見人の育成・支援	【重点】
事業概要	・市民後見人養成研修を毎年開催し、市民後見人候補者を継続的に養成します。 ・養成研修受講生募集の広報の際、同時に成年後見制度の普及啓発を行います。 ・研修修了者へ、多様な活動の場を提供します。 ・市民後見人受任者への継続的なサポートを行っていきます。	
現状	養成研修受講者数 73 名、候補者数４６名、市民後見人受任件数３０件、 終了件数７件	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・高齢者福祉課や高齢者支援総合センター等との連携を強化することにより、市民後見人の利用を促進する仕組みを作ります。 ・市民後見人受任者に対し、定期的なフォローアップを行うことにより、スキルや意欲向上に努めます。	・養成研修受講者　毎年度 20 名 ・養成研修修了者　毎年度 15 名 ・市民後見人受任件数　毎年度 10 件

用語解説コラム	「市民後見人」
養成研修で一定の知識や技術を身につけた区民の方が、市民後見人（成年後見制度における後見人等）になって、同じ区内に住む方をサポートします。	

事業名	地域福祉権利擁護事業の充実	【継続】
事業概要	・判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等に対し、適切に福祉サービスを利用し、自立して生活が送れるよう支援を行います。	
現状	契約件数１０８件（高齢者９３件、知的障害者４件、精神障害者１１件）	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・全ての利用者に対し、各関係機関と連携をして、過不足ない適切な支援を行います。	

用語解説コラム	「地域福祉権利擁護事業」
認知症の方など、判断能力が不十分な方のために、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理をお手伝いする事業。	

事業名	福祉資金貸付・生活相談の充実	【継続】
事業概要	・生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対して、資金の貸付を行うとともに、生活相談等を通じて、経済的自立と安定した生活が営めるように支援します。 ・応急小口資金貸付事業は、応急に資金を必要とする人に対して、資金を貸し付けることにより、生活の安定を図ります。	
現状	生活福祉資金　相談件数 1,725 件　貸付実績 163 件 応急小口資金　相談件数 538 件　　貸付実績 206 件	
5年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・相談ニーズに応じ、必要な場合は貸付を行い、世帯の自立を図るための支援に努めます。	

６　基本目標６　災害に備えて人と地域の輪をつくる

前期計画における主要課題

災害に備えた地域づくりを進める
災害時に即応できる体制の整備をする

成果

未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、私たちは災害に備えることの大切さ、地域における支えあい・助けあいの重要性を再認識することになりました。

そこで、災害に対する住民の不安を軽減し、住民自らができる取り組みを進めるため、社協の活動や事業の特性を活かした災害時対応の取り組みを展開しています。

社協として、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や参集訓練を実施したほか、被災した常総市の災害ボランティアセンターへの職員派遣、さらには城東ブロック災害ボランティアセンター合同訓練への参加などにより、ノウハウの蓄積に努めました。

また災害ボランティア講座の実施や、「災害に備えるまちづくり」をテーマとした地域福祉ボランティアフォーラムの開催等により、ボランティア・地域住民の災害への備えについて理解を深めていただくことに努めました。

後期計画に向けた課題

災害ボランティア活動の体制整備を進めていますが、災害ボランティアセンターの運営に必要な物資の整備と、災害発生時に迅速に災害ボランティアセンターの運営を行うノウハウの習得が課題となっています。また、災害ボランティア活動について、関係機関との課題や情報の共有が十分に進まず、一層の連携強化が求められます。

さらに、福祉避難所そのもののあり方の詳細が明確にされていない状況ですが、福祉避難所の重要性は認識されていることから、福祉避難所への支援内容の検討も課題となっています。

今後の重点・方向性

必要に応じて災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直すとともに、災害ボランティアセンター運営物資の早急で計画的な整備を進め、災害ボランティセンターの立上げ訓練や災害ボランティア講座を実施して、災害時に即応できる体制とボランティア活動体制の整備を進めていきます。また住民に対して災害ボランティアセンターの役割を発信します。福祉避難所についても、当事者団体や家族会、ボランティア団体、区とともに求め

られる配慮や支援の内容、そのあり方を協議し、災害に備えた地域づくりを進めます。

　また、地域におけるコミュニケーションや関わりは、ふれあいサロンから派生することもあり、さらには、高齢者と親子の交流の場が災害時も必要なことから、ふれあいサロンの持つ防災の役割も考慮する必要があります。

【住民の声】
- 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施してほしい。
- 社協と町会・自治会のパイプの確保が大切。

【災害ボランティア講座
防災ランプ作り】



【災害ボランティア養成講座】



【墨田区総合防災訓練】



具体的事業

事業名	災害に備えた体制づくり	【重点】
事業概要	・日ごろから住民に対して災害ボランティアセンターの役割に関する情報を発信します。 ・町会・自治会、民生委員・児童委員と情報交換に努め、災害時に備えた地域特性の把握に努めます。 ・専門的ボランティアと地域活動グループが災害時に協働できるように情報提供を行い、支援します。 ・災害時に備え、災害ボランティアセンターの運営に必要な物資の備蓄を計画的に行います。 ・城東ブロックや東京都とのブロック会議に定期的に参加し、情報の収集に努め、円滑に広域連携が行えるように努めます。 ・福祉避難所に関しては、引き続き区と協議を行います。	
現状	・東京ボランティア・市民活動センター等と協力して、災害ボランティアや災害ボランティアセンターについての研修や被害想定ワークショップを行いました。 ・城東５区災害時ボランティアセンターの相互協力に関する協定を締結しました。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・災害ボランティアセンターの認知度の向上が図られています。 ・災害時に助けあい、支えあえる地域づくりをめざした講座等の実施により、災害時に必要なボランティアの育成が図られています。	

事業名	被災者に対する資金の相談・貸付	【継続】
事業概要	・東京都社会福祉協議会からの受託事業として、震災により被災した世帯に対し、当面の生活に必要となる資金を貸付けます。	
現状		
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・発災時の相談ニーズに応じ、当面の生活に必要となる資金の貸付を行い、世帯の自立を図るための支援に努めます。	

【社会福祉協議会 発展・強化計画】

地域に根ざした社協の基盤をつくる

前期計画における主要課題

住民との関係を強化する
社協の運営基盤を強化する

成果

社協は、住民、ボランティア、福祉 NPO、民生委員・児童委員、福祉・保健に関する関係機関及び団体、行政などと連携・協働しながら、地域福祉を推進する中心的役割を担っています。このため、職員のスキルアップ、ノウハウの蓄積、事務の効率化、効果的な組織づくりが求められるとともに、会員を基盤とする組織であることから、住民や関係機関等との協働を進めるうえでも、運営の透明性の確保、社協の基盤強化に取り組んできました。

決算などの財務諸表をホームページ上で公開するとともに、年次報告書であるアニュアルレポートを作成し、寄附や会費の使途に関する理解を促進してきました。

また、都内で職員地区担当制を実施している社協で連絡会を作り、定期的に情報交換した上で、全町会・自治会を訪問し、社協のＰＲと地域課題の発掘を行い、地域のニーズや状況の把握に努めました。

後期計画に向けた課題

社協の賛助会費は、近年減少傾向にあります。また、見舞金や祝い金などの金銭的支援の見直しも課題となっています。

さらに、理事会や評議員会の活性化、職員の資質向上など、社協の基盤に関する検討が課題となっています。

また、現在は地域福祉活動担当部署によるコミュニティワークを実施していますが、全部署の職員による地区担当制の導入についても検討課題となっています。

今後の重点・方向性

社協の運営基盤を強化するために、寄附金・補助金といった自主財源収入と、町会・自治会への地域福祉活動助成金などの自主財源支出のプライマリーバランスを健全な状態にする必要があり、金銭的な支援ではない質的な支援をどう充実させていくかを検討します。また、社会福祉法の改正を踏まえて理事会・評議員会の活性化、社協が中心となった区内社会福祉法人との連携促進にも努めていきます。

さらに、住民との関係を強化するために、職員の地区担当制の導入を図ります。

【住民の声】
社協のことを知らない住民も多い。積極的に地域に出ていくことで社協を知ってもらうことができる。

用語解説コラム	「社会福祉協議会　発展・強化計画」

事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示したもの。戦略的事業展開と同時に、社協の組織変革・意識改革を図り、地域住民や自治体等に対して説明責任を果たすという意義があります。

用語解説コラム	「自主財源支出のプライマリーバランス」

プライマリーバランスとは、基礎的な財政収支。社協の主な自主財源は賛助会費、寄附金、歳末たすけあい募金であるため、これらの収入と自主財源を原資とした助成金などの支出のバランスが健全な状態となることが必要となります。

具体的事業

事業名	職員の地区担当制の導入	【新規】
事業概要	・地域活動が活発化する一方で、地域だけでは支えきれない課題が増えています。また、集合住宅に住んでいる人の高齢化など福祉課題が山積している地域も多くなっています。社協内には個別支援を担っている部署やボランティアなどの人材開発を担っている部署があります。さまざまな地域課題に対し社協内の専門部署が横断的に支援をしていくために、地域ごとに職員を複数名配置し、グループで課題解決を図る地区担当制の導入を図ります。	
現状	・職員地区担当制をすでに実施している７区の社協と合同で、職員地区担当制研究会を発足させ、情報共有及び研究しています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・民生委員・児童委員協議会地区ごとに全職員を配置し、地域の課題を社協内部で横断的に解決できる仕組みを作ります。	

事業名	社会福祉法人間の連携促進	【新規】
事業概要	・平成２８年４月１日に施行された社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」を実施する責務があると規定されました。そこで当社協は、「墨田区社会福祉法人連絡会（仮称）」を設置し、区内の社会福祉法人の情報交換や連絡調整を図るとともに、各法人が単独あるいは合同で、区内の地域福祉の向上に資する社会貢献活動ができるよう支援します。	
現状		
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・各社会福祉法人による特色ある社会貢献活動が展開されています。	

事業名	広報の充実	【継続】
事業概要	・適時適切な情報発信を行い、社協だより等の改善を行います。また、ポスターやチラシなどについても改善を図ります。 ・社協のホームページをリニューアルし、①見やすく、②情報を常に最新に、③申込フォーム等の機能追加ができるようにします。 ・公式フェイスブックページをタイムリーに更新し、情報伝達を強化します	
現状	・社協だより等広報紙６種類、パンフレット類１５種類を発行しています。 ・ホームページでは、社協事業の広報を行なうとともに、ボランティア掲示板での情報交流や、災害時にボランティア活動や福祉情報を発信する機能を備えています。 ・公式フェイスブックページで情報発信しています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・社協の事業内容を多くの住民が認識しています。	

事業名	地域福祉活動計画の推進と評価	【継続】
事業概要	・活動計画に記載された事業が確実に実行されるようにするため、推進プロジェクトチームを内部に立ち上げ、主任会議及び評価・推進チーム（後述）とともに計画の進捗確認および見直しに取り組みます。 ・社会情勢の変化によって、社協が取り組むべきニーズが変化することから、必要に応じて地域課題についての調査を行います。	
現状	・評価・検討チームにより、進捗状況の管理と評価を行い、計画を社協運営･経営に反映させています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・毎年各事業が評価・見直しされ、ニーズに応じて発展的な事業展開が行われるようにします。	

事業名	自主財源の増収対策の強化	【継続】
事業概要	・寄附される方のご理解を深めていただけるように、年次報告書であるアニュアルレポートなどを通じて寄附金の使途について明確にするように努めます。 ・社協だより紙面広告やホームページバナー広告収入の獲得を目指します。 ・事業収入については、継続的な収入になる可能性がある法人後見事業等の実施に向けて検討を重ねます。 ・募金箱の設置数を増やすほか、効果的な設置場所の検討を行います。	
現状	・全賛助会員・特別賛助会員へアニュアルレポートを配付し、社協事業への理解を促進しています。 ・社協だよりに年１回、寄附金振込用紙を添付して、寄附金増加に努めいています。 ・募金箱を作成し、店舗等へ設置を依頼しています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・賛助会員が社協の事業内容を理解しています。 ・新たな賛助会員・寄附者が増えています。	・募金箱設置個所数は５年後に 50 か所を目標とします。

用語解説コラム	「バナー広告」
ウェブページ上に、画像やテキストを貼り付けるタイプのインターネット広告。	

事業名	組織強化と透明性の確保	【継続】
事業概要	・人材を計画的に育成するため、役職、経験年数等を踏まえ、研修計画を策定します。 ・危機管理体制を強化するため、新型インフルエンザ発生時の事業継続計画（ＢＣＰ）を策定します。 ・業務効率化のため、インターネットバンキングおよびタイムカード制度、賛助会費コンピューターシステムの更新を検討します。 ・財務諸表等をホームページ等で公開します。	
現状	・事業継続計画（ＢＣＰ）を作成し、訓練を行ないました。 ・財務諸表をホームページに掲載しています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・研修計画を確立することで、職員の資質向上を図ります。	

用語解説コラム	「事業継続計画（ＢＣＰ）」
Business continuity planning の略称。災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。	

事業名	金銭的支援の見直し	【継続】
事業概要	・長寿者祝い金などの個別給付事業や施設・団体への活動助成金といった金銭的な支援については、公平性や事業効果などを再検討し、新たな活動や団体に助成できるように見直すほか、活動に対するノウハウなどの質的な支援を充実させます。	
現状	・地域福祉活動助成金の算出方法を変更し、活動内容に応じた助成をしています。 ・私立保育園等への助成を、これまでより助成額の多い赤い羽根共同募金配分に移行しました。 ・ＮＰＯ法人等新たに活動を始める団体について、東京都社会福祉協議会等が窓口になっている助成制度を紹介し、推薦しています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・社協の経営状況に即した金銭支援を行います。 ・住民の代表が助成団体を決定できる仕組みを検討します。	

事業名	理事会・評議員会等の活性化	【継続】
事業概要	・社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、理事会、評議員会等経営組織のガバナンス強化に努めます。	
現状	・理事会、評議員会において、社協運営に関する意思決定が行なわれています。	
５年後の到達目標	質的目標	量的目標
	・理事、評議員等が経営情報をより掌握し、社協経営全般に参画しています。	